

小牧市議会議案第137号

小牧市事務分掌条例の一部を改正する条例の制定について

小牧市事務分掌条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和元年12月10日提出

小牧市長 山下 史守朗

## 小牧市事務分掌条例の一部を改正する条例

小牧市事務分掌条例（昭和47年小牧市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第1条中「健康福祉部」を「健康生きがい支え合い推進部  
福祉部」に改める。

第2条市長公室及び総務部の事務分掌を次のように改める。

市長公室

- (1) 秘書及び儀式に関すること。
- (2) 重要施策の企画立案及び総合調整に関すること。
- (3) 広報及び広聴に関すること。
- (4) 行政改革に関すること。
- (5) 組織に関すること。
- (6) 情報政策に関すること。
- (7) 職員定数並びに職員の人事及び給与に関すること。

総務部

- (1) 市議会に関すること。
- (2) 庁舎に関すること。
- (3) 文書及び法務に関すること。
- (4) 予算その他財務に関すること。
- (5) 契約及び工事検査に関すること。
- (6) 市税及び市の債権に関すること。
- (7) その他公室及び他の部に属しないこと。

第2条市民生活部の事務分掌第3号中「多文化共生」を「自治会」に改め、同事務分掌第4号中「市税及び市の債権」を「多文化共生」に改め、同事務分掌に次の1号を加える。

- (9) 危機管理に関すること。

第2条市民生活部の事務分掌の次に健康生きがい支え合い推進部の事務分掌として次のように加える。

健康生きがい支え合い推進部

- (1) 健康づくり及び生きがいの創出に関すること。
- (2) 保健衛生に関すること。
- (3) 市民協働に関すること。

第2条健康福祉部の事務分掌中「健康福祉部」を「福祉部」に改め、同事務分掌中第2号を削り、第3号を第2号とし、同事務分掌第4号中「及び国民年金」を削り、同号を同事務分掌第3号とし、同事務分掌中第5号を第4号とし、第6号を第5号とし、同事務分掌に次の1号を加える。

(6) 国民年金に関すること。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

提出理由

この案を提出するのは、創造性及び機動性の高い組織を構築するための事務事業の見直しにより、市長の事務部局の組織及び事務分掌を変更するため必要があるからである。

参考資料

小牧市事務分掌条例の一部を改正する条例案のあらまし

- 1 健康福祉部を廃止し、健康生きがい支え合い推進部及び福祉部を新設する。（第1条関係）
- 2 次のとおり組織の事務分掌の整備を行う。（第2条関係）

組 織	事 務 分 掌	
市長公室	削除 事項	行政経営に関すること。 広報に関すること。 市民協働に関すること。 広聴に関すること。
	新設 事項	広報及び広聴に関すること。 行政改革に関すること。 情報政策に関すること。
総務部	削除 事項	情報システムに関すること。 危機管理に関すること。
	新設 事項	市税及び市の債権に関すること。
市民生活部	削除 事項	市税及び市の債権に関すること。
	新設 事項	自治会に関すること。 危機管理に関すること。
健康生きがい支え合い推進部 (新設)	新設 事項	健康づくり及び生きがいの創出に関すること。 保健衛生に関すること。 市民協働に関すること。
健康福祉部 (廃止)	廃止 事項	地域福祉及び生活保護に関すること。 保健衛生に関すること。 介護保険に関すること。 国民健康保険及び国民年金に関すること。 後期高齢者医療及び福祉医療に関すること。

		戸籍及び住民基本台帳に関すること。
福祉部 (新設)	新設 事項	地域福祉及び生活保護に関すること。 介護保険に関すること。 国民健康保険に関すること。 後期高齢者医療及び福祉医療に関すること。 戸籍及び住民基本台帳に関すること。 国民年金に関すること。

3 この条例は、令和2年4月1日から施行する。